

令和 6 年第 4 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 6 年 4 月 8 日
筑紫野市役所 505 会議室

1 開会日時及び場所 令和6年4月8日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和6年4月8日 午後4時10分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

- | | | |
|-----|----|-------------------------------|
| 報告第 | 1号 | 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について |
| 報告第 | 2号 | 農地を改良する届出について |
| 報告第 | 3号 | 公共工事に係る農地の一時利用届出について |
| 報告第 | 4号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について |
| 報告第 | 5号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について |
| 議案第 | 1号 | 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について |
| 議案第 | 2号 | 非農地証明願について |
| 議案第 | 3号 | 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について |
| 議案第 | 4号 | 令和6年度最適化活動の目標の設定について |

農政

- | | | |
|-----|----|-----------------------------|
| 議案第 | 1号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について |
| 議案第 | 2号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について |

令和6年第4回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：それでは、早速始めさせていただきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行いますので、よろしくお願いします。署名委員には4番委員の藤木委員さん、6番委員の田川委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。資料はお手元にあるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、早速1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第1号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目及び地積に関しましては、田630平米、畑39平米、合計669平米でございます。届出の事由は相続。備考欄にもありますように、あっせん希望はなしでございました。

続けて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外7筆。地目、地積に関しましては、田2,274.5平米、畑2,992平米、合計5,266.5平米でございます。届出の事由としましては相続。あっせんの希望につきましてはなしでございます。

続いて、番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑157平米、合計157平米でございます。届出の事由は相続。あっせんの希望はなしでございます。

続きまして、番号4、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田723平米、合計723平米でございます。届出の事由は相続。あっせんの希望はなしでございます。

最後になりますが、番号5、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は□□。地目、地積に関しましては、田220平米、合計220平米でございます。届出の事由は相続。あっせんの希望はなしでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、5件報告をいただきました。全件につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第2号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：同じく、読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田680平米。届出内容としましては、造成計画が盛土・整地。造成高が0.5メートル。法面処理は該当なしということでございます。工事期間につきましては令和6年4月1日から令和6年12月10日となっております。理由としましては耕作利便のためということでございます。備考欄にもありますように、水利承諾書の添付がございまして、無条件承諾ということでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第3号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、久留米市□□、□□。譲渡人については空欄でございます。届出地の表示は□□。地目、地積に関しましては、田521平米、合計が521平米となっております。なお、登記地積としては1,617平米ございまして、そのうちの一部ということで521平米でございます。届出内容としましては、利用目的が資材置場、独立行政法人水資源機構の発注に係る道路工事ということでございます。利用期間につきましては、令和6年3月22日から令和6年6月16日までということになっております。なお、受付月日は令和6年3月21日でございます。一応、この案件につきましては過去から出ておりますけれども、工期の延長ということで、今回届出がなされております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4 ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、福岡市早良区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田1,168平米、合計1,168平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が駐車場。構造規模は盛土、整地でございます。工事期間につきましては、令和6年4月15日から令和6年7月15日までとなっております。受付月日は令和6年3月11日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

5 ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市東区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田185平米、仮換地が140平米、合計185平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和6年2月26日でございます。

続けて、番号2、譲受人、福岡市南区□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□(□□)、□□。届出地の表示、□□、外5筆。地目、地積に関しましては、田2,541平米、仮換地が1,886平米、合計が2,541平米でございます。届出内容としましては、転用目的はマンション売買。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造り。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和6年2月27日でございます。備考欄にもありますように、土地区画整理事業地内の案件でございます。

続けて、番号3、譲受人、小郡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外5筆。地目、地積に関しましては、田2,541平米、仮換地が1,886平米、合計が2,541平米でございます。届出内容は、転用目的がマンション売買。契約内容が売買。構造規模は鉄筋コンクリート造り。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和6年3月8日付で受け付けております。備考欄にもありますように、土地区画整理事業地内の案件でございます。

最後に、番号4、譲受人、北九州市八幡西区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田1,596平米、合計が1,596平米でございます。届出内容は、転用目的が店舗。契約内容は売買。構造規模につきましては、すみません、後で報告します。工事期間は令和6年6月1日から令和6年12月25日となっております。なお、受付月日は令和6年3月13日となっております。構造規模に関しましては、鉄筋コンクリート造り2階建てということになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま4件報告をいただきました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、6ページをお開けください。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります2番委員、□□委員さん、説明方よろしく願います。

○委員：説明させていただきます。譲受人、筑紫野市□□、□□様。譲渡人、□□、□□様。申請地の表示、□□。地積に関しましては、畑443平米、合計443平米。異動内容が、申請理由は相手方要望。契約内容は売買です。

こちらの案件なんですけれども、結局、買われる方、□□様の自宅の真後ろになります。以前から□□様の義理のお父さんが所有されていたのを相続されていて、□□さん自体はもう山家のほうにはいらっしゃらなくて、ある程度のものを処分したいというような形で、自宅のほうももう処分されています。あと畑として残っているのが、ここがあって、以前から、お父様の時代から20年間ほど、自宅の裏ということもあって管理を任されていて、畑、家庭菜園的な形で管理されていました。今回、場所のこともありましたので見に行ってきたんですけれども、当然、自宅の裏なので問題はないかなと思っております。今後も引き続ききちんと管理していくということでお話を伺っていますので、よろしく願います。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次のページ、9ページをお願いいたします。

議案第2号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります9番委員、□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：議案第2号、1番、申請人、住所氏名、佐賀市□□、□□。申請地の表示は□□。畑です。面積は1,125平米。当該地は平成16年より耕作放棄地となっているということで、現況は山林となっています。

私も現地を見てきまして、実態を調べていたら、□□さんというのはもう佐賀市におられて…、30年前ぐらいからもう佐賀市のほうに行っておりまして。こちらのほうではもう耕作していないといったことで、樹木も生えて、確かに畑の後にできた樹木だなということが分かります。ここは□□の近くの□□の駐車場の上の段の畑の上に、そういう具合に樹木ができた畑で、昔は畑だったんだろうと思いますけど、今はもう見事な樹木になって、今、開墾はしてあるみたいです。特段、ここは調整区域と密集地のちょうどはざまにありますけれども、これは農地としては、水は全然、水源がありますので、もう純然たる畑ですので問題ないと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

続いては、12ページをお開けください。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず、3件ございますが、1番だけを先にして、2番、3番を一緒にさせていただきます。

それでは、1番につきまして、地区担当委員であります1番委員、□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：番号1、譲受人、名古屋市名東区□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□、外19名。申請地の表示、□□、外68筆。地積、田8万8,739平米、畑1,687平米、合計9万426平米。転用目的は宅地分譲143区画、物流倉庫。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地、鉄筋コンクリート造り。工事期間は未定です。農地の区分は第一種、第二種になります。資金の内訳、自己100%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

この位置図は13ページの地図です。13ページ、そして14ページにあります。武蔵から九州自動車道のほうに行ったら、それに沿ってずっと開発許可のものがあります。ちょっと小さいから分かりにくいですね、この地図は。大体このとおりです。

○議長：よろしいですか。

○委員：はい、いいです。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：この件に関しましては、面積を見てもらっても分かりますけれども、結構大きな開発でございます。昨年、都市計画課のほうからもここの委員会に来ていただいて、この開発の説明をしていただきましたけれども、先ほど□□委員さんのほうからお話がありましたように、ここは市街化調整区域でございます。通常は市街化調整区域は建物とかを建てる規制がかかる地域ですので、本来であれば建てられないんですけども、今回、都市計画課のほうでつくっていきましました地区計画というものが、一応、そちらのほうが公表されて認められましたので、今回、こういった形で農転の申請が出されてきたということでございます。

これまでもこういった案件というのは、面積が大きいので、単体で通常の委員会みたいな形で申請が上がってきて、それを市の意見書をつけて出すだけではなくて、もう結構何年も前から、国とか……、まずは県ですね、県との協議を重ねてきまして、最終的には国のほうにも協議をして、オーケーをもらったということでございます。一応、今後も開発許可を取るに当たってはいろいろ協議が出てくるかと思えますけれども、本日はそういったところの条件が整ったというこ

とで、農地転用の申請が出されたということでございます。

一応、ここに、審議事項のところの農地の区分というところに第一種、第二種というふうに書かれているかと思います。通常、第一種の場合は認められませんが、その辺につきましても県のほうと協議を重ねてきまして、第一種農地の部分で、この申請箇所は第一種農地になる集団農地の部分ではございますけれども、分断できる要件が満たされるという判断がされて、今回、農地転用の申請の許可が出されるようになっております。

事務局からの補足としては以上でございます。

○議長：ありがとうございます。以前説明のあった中の転用届でございます。いろいろと先ほど事務局のほうから申しましたように、一種農地等も含まれております。それも協議しながら、一応許可は取れているという状況でございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：さっき事務局が言ってあった、都市計画審議会が何かにかけたわけですか。

○事務局：そうですね。

○委員：それは市の？

○事務局：はい。手続の中では、本来であれば都市計画課のほうที่答える話かと思うんですが、一度、計画を市のほうが決定していく手続の中で都市計画審議会のほうに諮らないといけませんので、そこで了承されて、手続を都市計画のほうでして、今回、認められているという状況でございます。

○委員：都計審はそうやって言うでしょうけど、都計審が……、鶏が先か卵が先かじゃないけど、都計審がいいから農業委員会がイエスでは、ちょっと問題でしょう。県の協議が要るんでしょう、これ。市街化調整区域の許可は県でしょう。単独……、市で独断でできないでしょう？

○事務局：一応、できませんので、許可権者である福岡県の都市部局、それから農政部局が、お互いがそこら辺が見込みがあるというところで申請が出されていますので、許可が下りないものについては、そこが認められないというところになっております。

○委員：では、今後、そういうことで、都計審とか県とか市町村に権限移譲とかをしたと言うけど、県は肝腎なところで、裏の裏で動かします。いろいろな働きかけをしているみたいですからね。県が先では、ちょっと困るんですよ。やっぱり市のほうで十分、市の都計審も……、都計審だけじゃなくて、文化財担当もね。文化財もないし何もないしということで、やっぱりある程度根掘り葉掘りしていかないと、ただ農業委員会、都計審は通った、県の協議だけでいいから、はい通しましたでしたら、ちょっと私たちもやはり損なうんじゃないかなと思う感じもあるからですね。そこはやっぱりきちっと県のほうにもちゃんと打診して、県のほうではこのように

判断したというような見解があればいいかと思います。都計審で前向きにしたというだけでは、ちょっと不安がありますのでね。

これは去年か一昨年、流通センターか何かで開発したいという案件と一緒に、物件はあの団地の裏。

○議長：そうです。流通センター……。

○委員：あそこの土地と同じでしたよね。だから、そういう感じでどんどん目的が……、いろいろ土地を動かすブローカーが、専門がいるから、やっぱりそのところをきちんとやっていかないと……

○議長：実はこの件につきましては、市のほうも計画にはあっているということもあって、都市計画審議会にかかっています。私と□□委員さんも委員になっておりますので参加させていただいて、意見も相当いろいろ出ております。大学の先生とかいろいろおられますもので。その中で、最終的にはゴーサインが出たというような状況になっております。

○委員：はい。

○議長：ほかにございませんか。皆様のほうから質疑、意見のある方。よろしいですかね。

(なし)

○議長：今、申しましたように、段取りをずっと踏まれた形の中で、内諾用の……、県の内諾みたいな形ですね。そういう形ではございますが、一応、市としての計画の中でやっていくという方向になっておりますので、そういったことで認めていくという方向でようございましょうかね。

それでは、ほかに御意見がなければ採決を採りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、同じページ、12ページの下段に行きます。議案が2議案ございますが、用途が違っただけでございますので、別々にやりますけれども、内容は一緒の方が購入されるという形でございますので、一緒にやっていきます。よろしくお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2番、3番、両方一緒にやります。地区担当委員であります6番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑1,493平米、合計1,493平米。申請内容は、転用目的は資材置場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日。審議事項は、農地の区分、第三種。資金の内訳、自己100%。それから、開発許可、市整備要綱該当。用排水処理は承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

番号3、譲受人、譲渡人は番号2と同一人物です。申請地の表示、□□。地積、畑1,144平米。申請の内容は、転用目的は駐車場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日。審議事項は、農地区分、第三種。資金の内訳は自己100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理は承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域になっております。契約内容が売買になっておりますけれども、譲渡人の□□さんが高齢のためにもう作付できないということで、売買の契約に至っております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、2番、3番併せて採決を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、議案第4号に移ります。

先ほどの議題の地図の後を開けてください。議案第4号があると思います。

議案第4号、令和6年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：例年、農業委員会の中で説明、審議いただいている農業委員会事務の実施状況の公表ということで、審議の内容でございます。審議の後、6月末までに公表することで例年行っております。昨年の法律の改正に伴って、スケジュールが若干変わしまして、本日審議していただく活動計画と併せて最適化活動の目標を4月末まで、そして、来月以降に点検評価、昨年分の事務実施状況を6月末までに公表するということが、また改めて審議するという流れになっております。

それでは、説明に入らせていただきます。

18ページから説明をさせていただきます。

令和6年度の最適化活動の目標の設定ということで、1、農業委員会の状況でございます。令和6年4月1日現在となっております。

1番、農業委員会の現在の体制ということで、農業委員と農地利用最適化推進委員に分けて、項目ごとに数値を記載させていただいております。昨年8月に農業委員の□□さんがお亡くなりになりましたので、1名減にしております。

次に、2番、農家・農地等の概要の部分になりますけれども、これに関しましては、5年に一度行われる農業センサス等の数値に基づいた数字を当てはめています。数値等については、お読み取りいただければと思っています。

続いて、19ページになります。

これからは最適化活動です。最適化活動の目標ということで、活動の内容になります。担い手への農地利用、集積、集約化に関する目標、あるいは活動計画となっております。

目標等には書かせていただいておりますけれども、活動計画について昨年度から行っておりますが、あっせんとかそういった希望の農地等がありましたら、農業委員会、それから推進委員さんの報告などを聞きながら情報提供に努めていきたいというふうに考えております。数値に関しましては、例年どおり上げ幅で書かせていただいております。

2番目の遊休農地の解消についてでございますけれども、昨年10月に農地パトロールを行っておりますが、その結果に基づく数値目標ということになっております。大体、例年の数字をそのまま記載させていただいております。

続きまして、20ページになりますけれども、ここで1点、修正がございます。（3）新規参入の促進のところ、次に②目標というところがありますけど、その表中です。令和2年度の数値が入っておりませんでしたので、その数値、それと隣の平均数値も空欄になっていましたので、書き加えをお願いいたします。まず、令和2年度につきましては76.1ヘクタールでございました。平均につきましては、過去の平成30年度、平成31年度を計算して3で割りますと、76.7ヘクタールということでございます。おわびして訂正させていただきます。

続きまして、新規参入の促進ということでございますけれども、参入の希望があった場合には、農業委員、あるいは市、農協、普及センター等と協力しながら、希望者への助言をしていきたいというふうに考えています。

次に、2の最適化活動の活動目標につきましては、1人当たりの活動日数でございますけれども、一応2日というふうに書かせていただいております。けれども、一応、この活動では昨年来より地域計画の地区説明会等を行っておりますが、そういった説明会の参加、あるいは地域の農

家から相談を受ける活動などを今年度行って、少しずつ日数が増えていけばいいかなと考えているところでございます。

続いて、（２）の活動強化月間の設定目標というところでございますけれども、昨年10月に遊休農地の解消ということで農地パトロールをさせていただいておりますが、本年度におきましても10月に行いたいというふうに考えております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長：ありがとうございます。

一部訂正がございましたが、内容につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

（なし）

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次の農政議案に移ります。先ほどの計画の後に……、農政議案の第1号を開けてください。

農政議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、2,440平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、令和6年5月24日。対価の支払時期、令和6年5月24日。引渡し時期、令和6年5月24日。

件数につきましては、売買が1件、交換がゼロ件。筆数につきましては、売買が1筆、交換がゼロ筆。面積としましては、計2,440平米です。こちらは中間管理機構を通して売買を行う案件となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

（なし）

○議長：では、ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、次のページをお開けください。

農政議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしくをお願いします。

○農政担当：こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号6-04-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、2,227平米。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年6月11日。終了の時期、令和9年6月10日。期間、3年。10アール当たりの賃借料、玄米30キログラム。備考、更新。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、3枚めくっていただきまして4ページでございます。御覧ください。

件数につきましては、更新17件、新規13件、計30件。筆数につきましては、更新37筆、新規33筆の合計70筆。面積の合計としましては、10万989平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、一応、議案は終わらせていただきます。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和6年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。